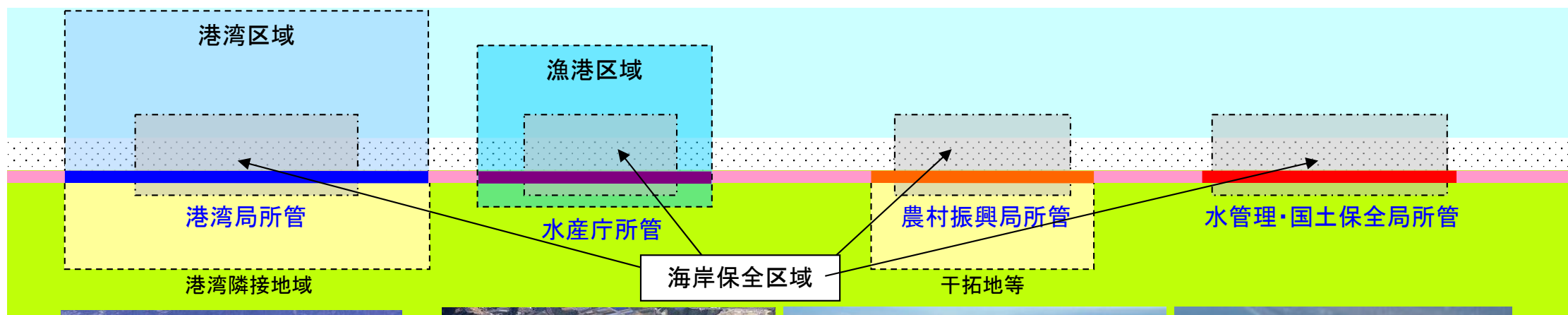


主務大臣	農林水産大臣		国土交通大臣	
担当部局 (所管)	農林水産省 農村振興局 防災課	農林水産省 水産庁 防災漁村課	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
海岸の種類	土地改良事業及び農地の保全のために必要な事業による海岸保全施設がある場合 〔土地改良事業においては、事業計画に基づき新設する場合を含む〕	漁港区域内の海岸	港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域内の海岸	左に掲げる海岸以外の海岸 〔農地の保全のために必要な事業による海岸保全施設がある海岸のうち、協議により専管とされた海岸を含む〕
海岸管理者	都道府県知事又は市町村長	漁港管理者の長 (都道府県知事又は市町村長)	港湾管理者の長 (都道府県知事又は市町村長)	都道府県知事又は市町村長
海岸保全区域 延長	1600km (12%)	3000km (22%)	3900km (28%)	5000km (36%)

※その他、農村振興局と水管理・国土保全局の共管・・・227km(1.7%)



港湾の海岸
(港湾管理者の長)



漁港の海岸
(漁港管理者の長)



干拓地等の農地に隣接する海岸
(都道府県知事等)



左記以外の海岸
(都道府県知事等)